

鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について

次のように改める。

令和3年5月26日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鹿沼市国民健康保険条例（昭和34年鹿沼市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。